議員提出議案第９号

「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策強化に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和元年１２月１０日

墨田区議会議長

田　中　邦　友　様

提出者	墨田区議会議員	加　藤　　　拓
	同	沖　山　　　仁
	同	しもむら　　緑
	同	坂　井　ユカコ
	同	おおこし 勝 広
	同	はねだ　福　代
	同	高　柳　東　彦

「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策強化に関する意見書

本年８月、茨城県内の常磐自動車道で、男性が執ような「あおり運転」を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生しました。また、平成２９年６月には、神奈川県内の東名高速道路で、「あおり運転」を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡しています。

こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっています。

警察庁は、平成３０年１月１６日、警視庁及び各道府県警察本部に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取締りに取り組んでいますが、「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手にはなっていません。

今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や運転免許更新時の講習などにおける教育の更なる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところです。

よって、墨田区議会は、政府に対し、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記事項について早急に取り組むよう強く要望します。

記

１　道路交通法に「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。

２　運転免許更新時の講習においては、これまでの交通教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為の禁止及びこうした違反行為に対しては取締りが行われることについての講習も行うこと。また、講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。

３　広報啓発活動においては、「あおり運転」等の行為が禁止されており、取締りの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、ＳＮＳや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和元年１２月　　日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
国家公安委員会委員長　あて